

小規模企業等経営基盤強化支援事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、申請できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば申請可能です。
2	本社が京都府内にあるが、本事業の生産技術開発や設備を導入する拠点が京都府外の場合でも申請できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、申請できません。
3	これから起業する個人又は法人は申請できますか。	本事業は現在行っている事業における製造工程上の課題解決を支援するものとなっているため、現在、事業を営んでいない個人又は法人は申請できません。
4	事業期間が一年未満であり、申請時に決算書等を提出することができない場合でも申請可能ですか。	申請可能です。
5	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
6	常時使用する従業員に、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない場合、従業員数が0人になってしまうのですが、申請可能ですか。	申請可能です。
7	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届を提出することで、補助事業を継続することができます。
8	いわゆる事業所分散型の企業組合の場合、事業所単位で申請することは可能ですか。	その事業所で人数が20名以下であれば、事業所単位で応募可能です。

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	自社による技術開発を伴って、機械装置及び設備等を製作した場合、補助率はどうなりますか。	その場合の補助率は1／2となります。
2	外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要です。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他御不明な点があれば、相談窓口・申請先に御相談ください。